

■越谷市の予算と市税

越谷市のまちづくり

私たちの郷土越谷市は昭和33年11月3日の市制施行以来、さまざまなまちづくりの変遷がありました。昭和40年前後は人口の急増による義務教育・福祉施設の整備を中心としたまちづくり、昭和50年代には体育・文化施設の整備とともに土地区画整理事業等を積極的に推進し、昭和60年代から平成にかけては都市基盤整備や特色あるコミュニティ施設の整備、さらには水害・震災対策を中心としたまちづくりを進めてきました。また、平成27年には中核市へと移行し、市単独での保健所の設置など市民に身近なサービスの提供の実現を果たすことができました。

市制施行後60年以上が経過し、人々の生活様式も大きく変化してきました。資源・環境問題、人権の尊重、情報化、国際化など、あらゆる分野における時代の流れを地球規模の視点でとらえるとともに、少子・高齢化によって人口構成が変化しつつあるなかで、社会保障制度改革や教育制度改革、行財政改革などを踏まえた積極的な取り組みが求められています。

また、高齢者や子ども、身体の不自由な方をはじめ、すべての人々が、ともに学び、働き、文化・スポーツ等さまざまな活動に参加でき、ふれあいと信頼にあふれた心豊かな生活が営めるようなまちづくりへの取り組みを、さらに進めていくことも重要なっています。

本市では、将来像を「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」としています。この将来像の実現に向け、「第5次越谷市総合振興計画」に基づく各施策を推進し、誰もが「住んでよかった」「住み続けたい」と思える越谷となるよう、まちづくりを進めています。



越谷市総合振興計画

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第5次越谷市総合振興計画の基本構想では、本市の将来像「水と緑と太陽に恵まれた みんなが活躍する安全・安心・共生都市」と6つのまちづくりの目標を掲げています。

この計画期間のうち令和3年度から令和7年度までの5年間において、市の将来像を実現するための施策を、6つのまちづくりの目標（大綱）ごとに体系化し、その方策を定めたものが前期基本計画です。また、まちづくりを進めるにあたっての重要な視点を「推進ビジョン」として示し、これを念頭に置き、各施策を推進していきます。

【まちづくりの目標】（第5次越谷市総合振興計画 基本構想）

目標1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり
〈市民、人権、行財政運営など〉

目標2 みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり
〈保健、医療、子育て、福祉など〉

目標3 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり
〈都市計画、都市施設、住宅など〉

目標4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり
〈環境、危機管理、消防など〉

目標5 魅力ある資源を生かし、都市の活力を創造するまちづくり
〈産業・雇用、観光など〉

目標6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり
〈教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーションなど〉

【推進ビジョン】（第5次越谷市総合振興計画 前期基本計画）

- ・新たな視点での危機管理～リスクマネジメント・リスクコミュニケーション～
- ・新たな視点での行政サービスの提供～行政のデジタル化の推進～

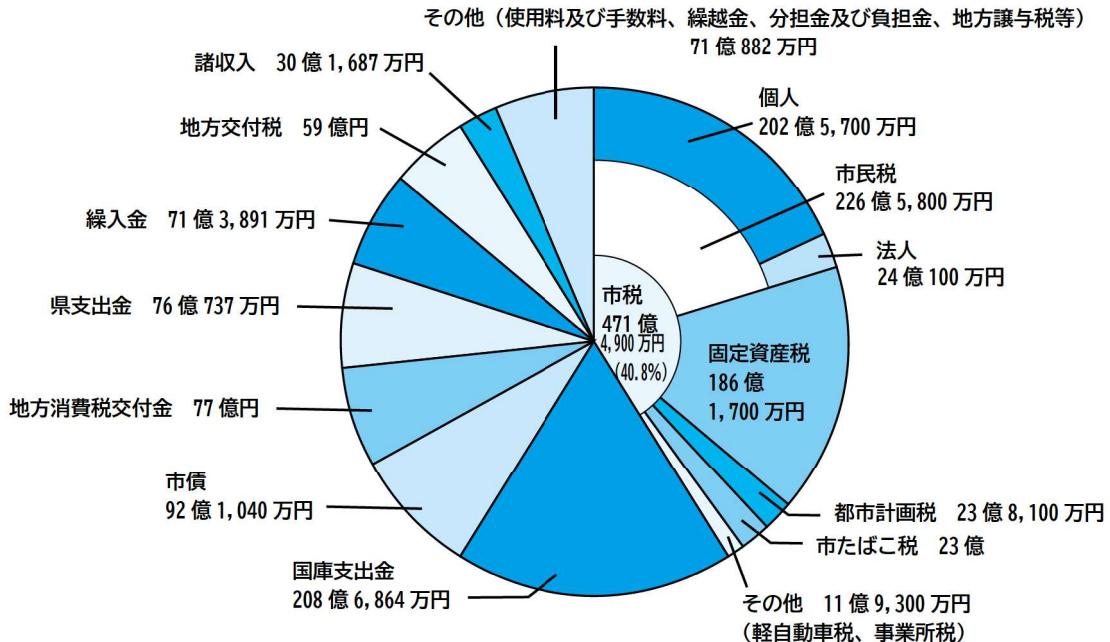
越谷市の予算

越谷市の令和6年度の一般会計の当初予算額は1,157億円ですが、その内容は次の図のようになっています。

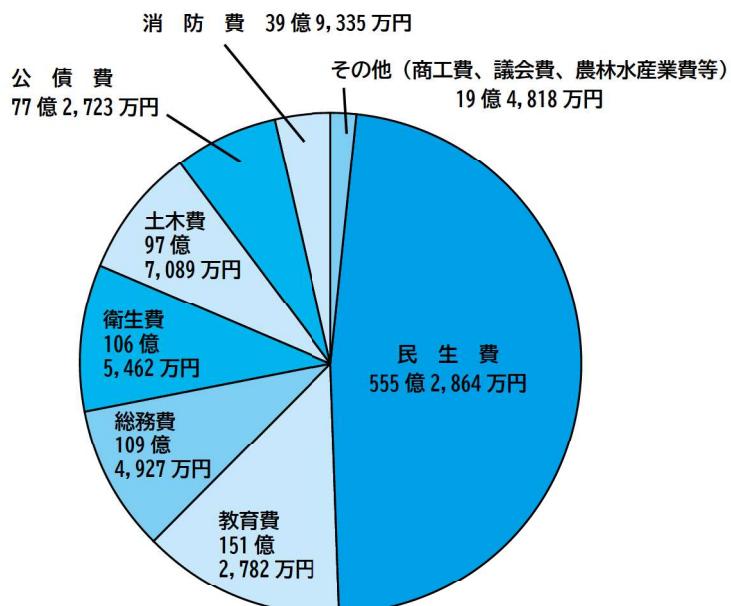
なお、市税収入は歳入の40.8%を占める471億4,900万円となっています。

[1万円未満は適宜四捨五入しているため各項目の合計が合計値と一致しない場合があります]

歳 入 1,157 億円



歳 出 1,157 億円



市税の使いみち

■市税 10,000 円は次のように使われています。

民生費	保育所・老人福祉センター、生活保護費等	3,746 円
衛生費	ごみ、し尿の処理、保健衛生等	1,293 円
教育費	学校、図書館の管理運営	1,221 円
総務費	住民基本台帳・戸籍、地域振興、庁舎管理等	1,108 円
公債費	市債の元金や利子の償還	1,053 円
土木費	道路、河川、公園の建設・管理その他都市整備	908 円
消防費	消防・救急活動	451 円
その他	議会費、農林水産業費、商工費等	220 円

※ 上記は令和6年度一般会計分であり、当初歳出予算の款別一般財源充当額の割合で按分計算しています。

市税の種類

越谷市の税金には下図のとおり9種類あります。

普通税は、納めていただいた税金の使いみちが特別に定められず、いろいろな仕事に要する費用に充てることができる税金です。

目的税は、納めていただいた税金の使いみちが特定されている税金で、たとえば都市計画税は都市計画事業等に要する費用に、国民健康保険税は国民健康保険に要する費用にそれぞれ充てられます。

